

## 紀美野町空き家登録制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、紀美野町（以下「当町」という。）が受入協議会と連携及び協働のもと、当町における空き家の情報を移住希望者に提供し、空き家の有効活用を図るとともに、移住・定住の促進による地域の活性化及び住環境の改善に資することを目的として実施する紀美野町空き家登録制度（以下「空き家登録制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が所有し町内に所在する家屋であって、居住その他の使用がされていないことが常態（予定を含む。）のものをいう。ただし、共同住宅や長屋などの集合住宅の一部のみを売買又は賃貸借するものは除く。
- (2) 受入協議会 当町が認めた地域住民等で構成される移住を支援する協議会等をいう。
- (3) 移住 町外から定住する意志を持って生活の拠点を町内に移し、当町に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に定める住民票を移すことをいう。
- (4) 所有者等 空き家に係る所有権その他権利により、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (5) 空き家登録制度 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から登録申請を受けた情報を公開するとともに、空き家の利用を希望する者に対して必要な情報提供を行う制度をいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家登録制度以外による空き家の取引を妨げるものではない。

### (空き家の登録等)

第4条 空き家情報の登録を希望する所有者等（以下「物件登録者」という。）は、紀美野町空き家登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 紀美野町空き家登録に係る同意書（様式第2号）
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による登録の申請があり、その内容を適切と認めたときは、空き家登録制度に登録するものとする。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録しないものとする。

- (1) 所有者等に税金及び公共料金等の滞納がある場合
- (2) 売買及び賃貸借契約締結までに空き家及び土地の登記を完了できない場合
- (3) 空き家に設定されている登記上の権利が、売買又は賃貸借を行う妨げになると町が

判断する場合

- (4) 空き家が管理不全な状態であって、老朽化が著しい若しくは台風等の自然災害により危険な状態又は不特定者の侵入による火災、犯罪等が誘発されるおそれがある状態となっている場合
- (5) 売買及び賃貸借契約締結後に所有者等の責任で家財道具等を撤去できない場合
- (6) その他、町長が空き家登録制度への登録を適当でないと認める場合

3 前項の規定により登録する期間は、2年とする。

4 町長は、前項の規定による登録をしたときは、紀美野町空き家登録完了通知書（様式第3号）により所有者に通知するものとする。

（空き家登録事項の変更の申出）

第5条 前条第4項の規定による登録完了書の通知を受けた所有者等は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに変更内容を町長に申出なければならない。

（空き家登録の抹消）

第6条 空き家登録者は、空き家の登録抹消を希望するときは、その旨を町長に申出なければならない。

2 町長は、前項の申出があったときは、空き家登録を抹消しなければならない。

3 町長は、次に掲げる事項に該当するときは、当該空き家の登録を抹消するとともに、紀美野町空き家登録抹消通知書（様式第4号）を該当空き家登録者に通知するものとする。

- (1) 当該空き家に係る売買又は賃貸借契約締結の報告を受けたとき。
- (2) 登録から2年が経過したとき。ただし、改めて登録の申請（様式第1号）を行うことにより、再登録した場合は、この限りではない。
- (3) 当該空き家に係る所有権その他の権利に移動があったとき。ただし、登録された物件の相続に伴う所有権その他の権利の移動であり、第5条に基づいて変更の届出が提出された場合には、この限りでない。
- (4) 当該空き家にかかる土地、家屋等の固定資産税が滞納となっていることが判明したとき。
- (5) 登録内容に虚偽があることが判明したとき。
- (6) 空き家登録制度の目的達成が見込めず、引き続き登録することが適当でないと町長が認めるとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、町長が空き家登録を適当でないと認めるとき。

（空き家情報の利用者登録及び利用登録申請要件）

第7条 空き家登録制度の情報を受け、居住用として空き家を利用しようとする者（以下、「情報利用登録者」という。）は、その利用において、次の各号のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家に定住し、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者であること。

(2) 空き家に定住し、当町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者であること。

(3) その他町長が適当と認めた者であること。

2 情報利用登録者は、紀美野町移住相談申込書兼空き家情報利用登録申請書(様式第5号)及び紀美野町空き家登録制度の利用に係る確認事項同意書(様式第6号)を、町長に提出しなければならない。

3 前項の規定による空き家情報を閲覧できる期間は、登録した日から1年間とする。

(登録事項の変更の届出)

第8条 情報利用登録者は、登録事項に変更があったときは、速やかに報告しなければならない。

(情報利用者登録の抹消)

第9条 情報利用登録者は、登録の抹消を希望するときは、その旨を町長に申出なければならない。

2 町長は、前項の申出があったときは、利用者登録を抹消しなければならない。

3 町長は、情報利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者登録を抹消するものとする。

(1) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は、善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 登録内容に虚偽があったとき。

(3) 第7条第2項による利用登録の日から1年を経過したとき。ただし、改めて前項の規定による申請を行った場合は、この限りではない。

(4) その他、町長が必要と認めたとき。

(物件登録者と情報利用登録者の交渉等)

第10条 物件登録者と情報利用登録者の交渉並びに売買及び賃貸借契約に関する疑義、紛争等は、当事者間の責任において行い、解決するものとし、当町は関与しないものとする。

(情報提供等)

第11条 町長は、空き家登録制度に登録された空き家情報を情報利用登録者へ提供するとともに、受入協議会と共有をすることができる。

2 町長は、必要に応じて物件登録者及び情報利用登録者に対して有用な情報を提供するものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 町長は、この告示により取得した個人情報を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び紀美野町個人情報保護法施行条例(令和4年紀美野町条例第24号)の規定に従って適正に管理しなければならない。

2 物件登録者及び情報利用登録者は、空き家登録制度における個人情報の取扱いについて、次に定める事項に留意の上、適正に取扱うものとし、この登録が抹消された後におい

ても同様とする。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために、取得、収集、作成及び利用しないこと。
  - (2) 個人情報を紛失することがないように適切に管理すること。
- (その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。